

地域包括ケア病棟(北4階病棟)のご案内

1. 地域包括ケア病棟とは？

急性期治療が終了し、症状が安定した患者さんに対して、リハビリや退院支援等を効率的かつ高密度に行う病棟を言います。厳しい施設基準をクリアし、国から許可を受けた「在宅復帰支援のための病棟」です。入院期間は急性期治療終了後、最大60日間入院が可能ですが、それ以降は退院が原則となります。

2. 入院・転棟（移動）の対象となる患者さんは？

- ① 急性期の治療を経過したが、もう少し経過観察が必要な方
- ② 在宅等への復帰に向けてリハビリが必要な方
- ③ 在宅等での療養準備が必要な方

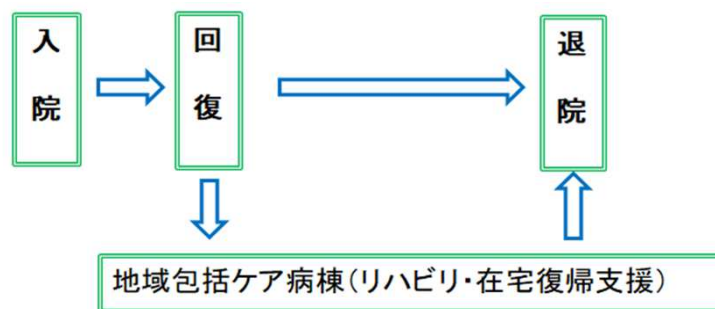
※ 一般病床の状況によっては対象となる患者さん以外の方にも移動をお願いする場合がございます。

◎入院中の患者さんで、上記に当てはまる方には「地域包括ケア病棟」を提案させていただきます。ご理解いただいた場合に転棟（移動）して継続入院となります。入院中に病棟が移動になることによって環境が変わることは大変と存じますが、ご理解とご協力の程よろしく願いいたします。

◎地域包括ケア病棟への転棟（移動）後、症状に変化があり検査・治療等が必要と判断された場合は、一般病棟へお戻りいただく場合もあります。

3. 地域包括ケア病棟に入院・転棟（移動）すると？

「在宅復帰支援計画」に基づいて、主治医・看護師・リハビリスタッフ・薬剤師・管理栄養士・医療ソーシャルワーカー等が協力して、在宅復帰の支援を行っていきます。必要時、外部の関係者（介護担当者等）とも連携を図っていきます。



4. 入院費について

- ・保険診療上、定められた入院費「地域包括ケア病棟入院料1」を算定します。
- ・1日あたりの入院費は定額で、入院基本料、投薬料、注射料、簡単な処置、検査料、画像診断料、リハビリテーション料等の費用が含まれます。（一部、出来高算定で追加となる場合があります。）
- ・食事負担額、保険外費用（病衣代、室料差額等）は、別途ご負担いただきます。

5. ご相談・お問い合わせ

- ・内容についてのご質問は、病棟看護師長または医事課入院係までお尋ねください。